

島本町教育委員会 会議録（令和5年第1回 定例会）

| | |
|-------------------|---|
| 日 時 | 令和5年1月20日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時10分 |
| 場 所 | 島本町役場3階 委員会室 |
| 出席者 | 中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、南田篤志次長兼子育て支援課長 （教育総務課）廣井信弥課長、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課） |
| 委員及び事務局職員 | |
| 欠席者 | |
| 委員 | |
| 議 題 | 第1号報告 事務局職員人事の臨時代理について 第1号議案 島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について 第2号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第2号報告 令和4年度中学生チャレンジテスト（中学校3年生の結果）について 第3号議案 令和4年度教育委員会表彰に係る審査について |
| 議 決 事 項 | 第1号議案、第2号議案、第3号議案 |
| 教 育 長 の 報 告 の 要 旨 | 別紙議事録のとおり |
| そ の 他 | 傍聴者1名 |

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和5年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第1号報告「事務局職員人事の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第1号報告「事務局職員人事の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和4年12月31日付けで行われた事務局職員に係る人事発令に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第8号の「事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免を行うこと。」に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、事務処理の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した人事発令の内容について御説明します。資料の3ページをお開きください。

教育こども部教育総務課所属の間島が、令和4年12月31日付けをもって退職でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものとした

します。

それでは、第1号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第1号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

奨学生選定委員会は、本町の奨学金の貸与を受ける奨学生の選定手続におきまして、教育委員会からの諮問に応じて答申を行う機関でございます。

このたび、現委員の任期が令和5年1月31日をもって満了となりますことから、次期委員を委嘱するため、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

それでは、資料の7ページをお開きください。

今回委嘱をお願いするのは、計7名で、そのうち、1番の瓜生氏、2番の西田氏、3番の松本氏、6番の淵本氏及び7番の原山氏につきましては再任、4番の田平氏と5番の久保田氏につきましては新任でございます。

任期は、令和5年2月1日から令和7年1月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜われますようお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

島本町の奨学生の状況が分かれば教えていただきたいです。

教育総務課長

まず、本年度の申請状況について、昨年12月から1月10日まで受付を行いました。申請は0件でした。また、現在、継続して貸付を行っている状況はございません。直近では、平成26年度に新規の貸与をした以降は新規の奨学生は発生していません。

教育委員

申請が0件ということで、対象者が奨学金制度をご存知ないという方が多いのか、また、対象者が奨学金の貸与を受ける必要がないという方が多いのかということなのでしょうか。

教育総務課長

奨学金の受付については、毎年、広報にて周知しております。申請

実績のない大きな要因として考えられることとして、国や大阪府におきまして高校の無償化制度が導入され、一定、その適用を受ける世帯において以前と比べて町の奨学金を受ける必要性が少なくなったものと推察しております。

教育長 他に御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第2号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 それでは、第2号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料の11ページを御覧ください。

委嘱候補者は、名簿3番の豊田信行（とよだ・のぶゆき）様でございます。

この度、島本町民生委員児童委員協議会から選出いただいております前任者の後任として御推薦をいただいたものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和5年3月31日までとなっております。

委嘱候補者の豊田氏におかれましては、現在、主任児童委員を務めておられます。

資料の12ページを御覧ください。

島本町子ども・子育て会議の概要をお示ししております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第3号議案「令和4年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[令和4年度教育委員会表彰に係る審査について説明]

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。